## 申請書類一覧【法第34条14号(2)「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」】

令和3年4月1日 鹿沼市 都市建設部 都市計画課 開発指導係

	申請条項					
29	請条 43	<b>坦</b> 42	No.	書類の名称	様 式	説明
					A 01	【29条】開発行為許可申請書
0	0	0	1	許可申請書	A 27	【 4 3 条 】 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
		0	'	可可不明白	A 26	【42条】予定建築物等以外の建築等許可申請書
					AZU	
0	_	_	2	関する工事関係書類	_	関する工事一覧表(施工箇所の地番、施工面積、工事種別等)、
			2	因りの工事因は音短		施工図面、有地番登記事項証明書、施行同意、印鑑証明
						(※) 申請土地が二筆以上の場合
0	0	0	3	権利者一覧表(※)	A 13	既存建築物がある場合は、当該建築物の権利者一覧表も添付
				権利者の同意書		所有権、抵当権等、開発行為(開発行為に関する工事も含む)の
0	0	0	4	(申請時以前3ヶ月以内の印鑑	A 12	がげとなる権利を有する者の同意書
			7	証明書添付)	/ 12	既存建築物がある場合は、当該建築物についても添付
						申請時以前3ヶ月以内のもの(原本)
0	0	0	5	土地(建物)登記事項証明書	_	既存建築物がある場合は、建物登記事項証明書も添付
0	0	0	6	委任状(※)	_	日付、申請地の地番、代理人の連絡先等を記載
-						(※) 手続きを代理人に委任する場合
						自己用住宅(本家)の居住者全員分及び予定建築物の居住予定者
						全員分(本籍、続柄入り)(申請時以前3ヶ月以内の原本)
0	0	0	7	住民票	_	□ 申請者が自己用住宅を所有する世帯の世帯主と現在又は □
						過去に住居及び生計を一にしていた経歴があること(申請
						者の未成年時における同居歴があること)。
						自己用住宅(本家)を所有する世帯の世帯主及び申請者の関係が
0	0	0	8	戸籍謄本	_	わかるもの(申請時以前3ヶ月以内の原本)
				7 不自刀言 个		□ 申請者が自己用住宅を所有する世帯の世帯主の3親等以
						内の親族であること。
0	0	0	9	戸籍附票(原附票)の写し(※)		(※)住民票で未成年時における同居歴が確認できない場合
		)	,	<b>戸稿</b> 阿宗 (原阿宗) の今じ (※)		(申請時以前3ヶ月以内の原本)
						自己用住宅(本家)の所有者が確認できるもの(申請時以前3ヶ
				自己用住宅の登記事項証明書		月以内の原本)
0	0	0	10	(必要に応じて固定資産評価	_	
				証明書、名寄帳)		│ □ 自己用住宅の所有者が自己用住宅に居住する世帯主又は │ │
						世帯構成員であること。
				自己用住宅(本家)が都市計画		(※)適法性の確認方法については、別紙「市街化調整区域にお
0	0	0	11	法上適法(※)な住宅であるこ	_	ける既存建築物の適法性確認について」を参照してください。
	O	O	''	とを証する書面		□ 市街化調整区域内にある自己用住宅が都市計画法上適法
				こで配する音曲		な住宅であること。
0	_	_	12	 公共施設の管理者等一覧表	A 06	開発行為に関係する公共施設に係るもの
				付替えに係る公共施設の新旧一覧表	A 07	開発行為により付替えする公共施設に係るもの
0		_	13	1.1日んに示る五六肥政の利口―見衣	A01	
0	0	0	14	道路法等の許可書の写し(※)	_	(※)乗入口設置、側溝や水路への放流管設置等がある場合(占
						用許可、施工承認)
0	_	_	15	公共施設の管理に関する協議書	_	新たに設置される公共施設の帰属・管理及び従前の公共施設の帰
0	0	0	16	 水利組合等の放流同意書	_	属について作成 排水を水路等へ放流する場合
Ĕ				THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		
0	0	0	17	住宅を必要とする理由書	A 15	□ 新規に住宅を建築することについて、やむを得ない理由が
<u>ا</u> ّ			.,			あること。
				TI 大口 () 十二 () 1() 1() 1() 1() 1() 1() 1() 1() 1()		(※) 現在借家の場合に添付(又は「住宅を必要とする理由書」
0	0	0	18	現在居住する住宅の賃貸契約書	_	に住宅所有者又は管理者の記名(住宅所有者又は管理者が確認
				の写し (※)		できる書類、管理受託を証する書面添付))
						対象者:申請者及び配偶者 対象地:鹿沼市及び現在居住地
						(最新のもの) (原本)
0	0	0	19	無資産証明	_	□ 申請者及びその配偶者が持家及び市街化区域内に建築に
						適した土地を保有していないこと。
						官民境界協定書の写し、開発行為に関係する公共施設の管理者の
0	0	0	20	既存公共施設に関する同意書	_	同意書等
<u> </u>						1.300日 2.

ф	請条	т古			1*	
29	<del>胡太</del> 43	·填 42	No.	書類の名称	様 式	説明
0	0	_	21	位置図 (29 条:1/50000 以上) (43 条:1/2500 以上)	_	記載事項:開発区域の位置、方位、縮尺、市街化区域と市街化調 整区域との境界等
0	0	0	22	公図写し	_	申請時以前3ヶ月以内のもの 記載事項:開発区域、転写年月日、転写者の氏名・印(関する工 事がある場合はその箇所)
0	_	_	23	開発区域図(1/2500 以上)	_	記載事項:開発区域、方位、縮尺等
_	0	0	24	付近見取図(1/2500 以上)	1	記載事項:開発区域、方位、縮尺、周辺の公共施設等
	ı	0	25	敷地位置図(1/1000 以上)	ı	記載事項:開発区域、方位、縮尺、建築物等の配置状況等
0	0	0	26	現況図(29 条: 1/2500 以上) 敷地現況図(42 条、43 条: 1/500 以上)	1	記載事項:開発区域及び現況、方位、縮尺、建築物及び工作物、 道路等
0	1	0	27	土地利用計画図(1/1000 以上)	_	記載事項: 開発区域、方位、縮尺、開発区域内及び境界の工作物、 建築物の配置、道路(種別・名称・幅員等)、切盛土、 排水施設、浄化槽人槽、排水管の管種・管径、放流先、 区域外で行う工事(「関する工事」)等
0	1	ı	28	造成計画平面図(1/1000 以上)	1	□ 開発区域は、自己用住宅(本家)の敷地内又は隣接地であること。 □ 敷地の形状が概ね整形である等、合理的な土地利用を図る上で支障がないものであること。
0	0	0	29	排水施設計画平面図(1/500 以 上)	_	□ 開発区域の境界には、原則として、植栽又はブロック等の工作物を設置すること。(29条許可申請の場合)□ 排水施設(浄化槽、雨水桝等)が適切に設置されていること。※給水計画も含め、兼ねられる図面はまとめて可※自己用住宅(本家)の敷地と申請地の関係がわかるようにすること(敷地全体、既存建築物の配置状況等を表示)
0	_	_	30	造成計画断面図(1/200 以上)	_	記載事項:開発区域の境界、切盛土の厚さ、盛土材、地盤、予定 建築物、擁壁等の工作物、道路、土砂条例該当の有無等
0	-	-	31	がけの断面図 (1/50 以上) (※)	_	記載事項:高さ、勾配、地質、構造等 (※)開発区域内又はその周辺にがけが存する場合
0		I	32	擁壁の断面図(1/50 以上)(※)	ı	開発区域境界及び区域内の工作物の構造図(寸法、勾配、材料、根入れの深さ、水抜き穴の有無等)(新設、既設)(※)設置する擁壁の高さが1mを超える場合は計算書又は大臣認定書添付(※)擁壁の根入れは、擁壁の高さの2割以上かつ20cm以上(※)43条、42条申請の場合も、工作物があれば構造図を添付すること
0	0	0	33	排水施設構造図(1/50 以上)	-	浄化槽の仕様書、放流水の敷地内処理装置の構造図、雨水浸透桝 の構造図等
0		_	34	公共施設新旧対照図 (1/1000 以上)(※)	_	実測図によるものを作成 (※)公共施設の新設・廃止・付替え等がある場合
0	0	0	35	求積図(1/1000 以上)	_	実測図による三斜法又は座標計算 (開発区域、関する工事部分)  □ 開発区域の面積は 500 ㎡以内であること。
0	0	0	36	予定建築物の平面図・立面図	_	方位、縮尺記載、求積表添付 立面図は東西南北方向のもので、最高の高さを記載すること □ 予定建築物の高さは原則として 10m 以内であること。
_	0	0	37	現地写真	_	境界標の設置状況その他申請地の状況が判る写真
*	0	0	38	開発行為又は建築等に関する証 明願(60 条証明)	A30	2部提出 ※29条許可申請の場合は、完了届提出時に添付
0	0	0	39	その他市長が必要と認める書類 (※申請内容に応じて、追加で 添付書類や関係部局との協議を 求めることがあります)	_	<ul><li>・L型擁壁の水抜き穴同意書(隣接地)</li><li>・下水道の区域外流入許可書、浄化槽設置協議、狭あい協議等</li></ul>

〇申請書類の提出部数は1部です(「開発行為又は建築等に関する証明願」のみ2部提出)。 〇様式は、鹿沼市のホームページからダウンロードできます。 〇申請の受付から許可又は不許可処分までの標準処理日数は、29条許可申請は20日、42条・43条許可申請は 15日です。(ただし、閉庁日及び申請書類の訂正に要する日数を除きます。)